平成２７年（フ）第１１４号
秋田県潟上市天王字上出戸136番地
債務者　菊地　陽子
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１８号
秋田市飯島道東２丁目８番９号
債務者　山川　幸子
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１９号
秋田市飯島道東２丁目８番９号
債務者　山川　　信
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３０号
秋田市泉中央２丁目16番14号　ラプラス泉103
債務者　加賀谷美華
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２８号
長野県茅野市中大塩８番地37
債務者　竹内　敏子
1　決定年月日時　平成27年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第１２４号
兵庫県伊丹市野間北６丁目９番５－307号
債務者　Ｋ．Ｈデンタルクリニックこと　原　慶充
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第３６号
兵庫県洲本市本町１丁目５番９号　三熊マンション３Ｆ
債務者　高田　圭介
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第９８号
松江市八束町江島546番地２
債務者　松本　久夫
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９９号
松江市法吉町827番地６、前住所松江市比津が丘４丁目１番３－704号
債務者　片寄ゆきえ
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６号
高知県安芸市矢ノ丸４丁目12番20号　江の川パークハイツ302号
債務者　公文　由麻
1　決定年月日時　平成27年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２７年（フ）第２１１号
大分市長浜町３丁目10番３号　シャトレ長浜101
債務者　朝来野憲二
1　決定年月日時　平成27年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２１８号
大分市花高松１丁目３番20号　クオリティハイツ406
債務者　甲斐　　敬
1　決定年月日時　平成27年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１７７号
鹿児島県鹿児島市唐湊２丁目１番２－205号
債務者　内　　克利
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２１８号
鹿児島県鹿児島市樋之口町６番28－502号
債務者　下深迫　智
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１３０号
金沢市桜田町１丁目146番地１
債務者　山下　　英
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１３１号
金沢市桜田町１丁目146番地１
債務者　山下日登美
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１４６号
金沢市末町６の41番地１　エムテクレヨンＩ101号、従前の住所石川県白山市美川永代町甲１番地57
債務者　後藤　美幸
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
金沢地方裁判所